

# 第2次久喜市情報化推進計画

平成30（2018）年度～平成34（2022）年度



## — 目 次 —

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 第1章 情報化推進計画の基本的な考え方.....  | 1  |
| 1 計画策定の背景、目的.....         | 1  |
| 2 計画の位置付け .....           | 1  |
| 3 計画期間 .....              | 1  |
| 第2章 本市を取り巻く情報化の動向.....    | 3  |
| 1 国における情報化政策の動向.....      | 3  |
| 2 埼玉県における情報化政策の動向 .....   | 4  |
| 3 地域情報プラットフォームの普及促進 ..... | 5  |
| 第3章 電子市役所を推進するための施策.....  | 6  |
| 1 本計画において推進すべき項目 .....    | 6  |
| 2 施策の体系.....              | 6  |
| 3 施策の概要.....              | 8  |
| (1) 行政サービスの向上.....        | 8  |
| (2) 行政運営の効率化.....         | 16 |
| (3) 情報セキュリティ対策の推進 .....   | 19 |

## 第1章 情報化推進計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の背景、目的

今日の社会において情報通信技術（以下「ICT<sup>1</sup>」という。）の進展は目覚しく、インターネット、携帯電話、地上デジタル放送網やブロードバンド<sup>2</sup>（高速大容量通信網）等の普及により、市民が利用するICT環境の整備は着実に進んでおり、また、スマートフォン等のICT端末やソーシャルメディア<sup>3</sup>等の各種ICTサービスの普及により、近年のICTの活用は、広く市民生活や企業活動に大きな変革をもたらしています。

一方で、ホームページを閲覧するだけで感染するマルウェア<sup>4</sup>の増加、官公庁や事業者等を狙った標的型攻撃等の新たなサイバー攻撃は、ますます巧妙化し、社会的脅威にもなっています。

このような中、本市では電子市役所を推進するため、旧久喜市情報化推進計画（改訂版）を踏まえ、平成25（2013）年度から平成29（2017）年度を計画期間とする「久喜市情報化推進計画」を策定し、ICTを活用した市民サービスの向上や行政運営の効率化を図ってきました。

今後も、多様化する市民ニーズの動向、国の行政情報化の推進に関する施策及び埼玉県の施策の動向等を踏まえ、電子市役所を推進するため、「第2次久喜市情報化推進計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

### 2 計画の位置付け

本計画は、「久喜市総合振興計画」及び「久喜市行政改革大綱」の具現化を図るため、総合振興計画の部門別計画として、情報化推進に関する本市の最上位の計画と位置付け、情報化に関する指針を定めるものとします。

### 3 計画期間

本計画の期間は、平成30（2018）年度から平成34（2022）年度までの5年間とします。

なお、本計画策定後においても本市を取り巻く社会情勢の変化や情報化に関する技術の進展等に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを図ることとします。

---

<sup>1</sup> ICT(Information and Communication Technology)：コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。情報通信技術のこと。

<sup>2</sup> ブロードバンド：電波や電気信号、光信号などの周波数の帯域幅が広いこと。また、それを利用した高速・大容量のデータ通信が可能な回線のこと。

<sup>3</sup> ソーシャルメディア：ブログ、ソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディア。

<sup>4</sup> マルウェア：コンピュータウイルスのような有害なソフトウェアの総称。

|         |      | 年 度             |               |               |               |               |                 |               |               |               |               |               |
|---------|------|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|         |      | H24<br>(2012)   | H25<br>(2013) | H26<br>(2014) | H27<br>(2015) | H28<br>(2016) | H29<br>(2017)   | H30<br>(2018) | H31<br>(2019) | H32<br>(2020) | H33<br>(2021) | H34<br>(2022) |
| 総合振興計画  | 基本構想 | ← 10か年 →        |               |               |               |               |                 |               |               |               |               |               |
|         | 基本計画 | ← 前期基本計画(5か年) → |               |               |               |               | ← 後期基本計画(5か年) → |               |               |               |               |               |
| 行政改革大綱  |      | ← 行政改革大綱 →      |               |               |               |               | ← 第2次行政改革大綱 →   |               |               |               |               |               |
| 情報化推進計画 |      | ← 情報化推進計画 →     |               |               |               |               | ← 第2次情報化推進計画 →  |               |               |               |               |               |

総合振興計画、行政改革大綱と情報化推進計画の計画期間

## 第2章 本市を取り巻く情報化の動向

### 1 国における情報化政策の動向

国では、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的とした「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（IT基本法）を平成13（2001）年1月に施行し、同法に基づき「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」（IT戦略本部）を設置しました。

このIT戦略本部では、「我が国が5年以内に世界最先端のIT国家になること」を目指した「e-Japan 戦略」を平成13（2001）年1月に策定し、ネットワークインフラの整備に重点的に取り組んできました。

以降、平成15（2003）年7月には新たな国家戦略となる「e-Japan 戦略Ⅱ」、平成18（2006）年1月に「IT新改革戦略」、平成21（2009）年7月に2015年に向けた新たな中長期戦略として「i-Japan 戦略2015」を策定し、平成22（2010）年5月には「新たな情報通信技術戦略」を公表し、新たな国民民主権の社会を確立するための重点戦略を推進してきました。

近年においては、平成25（2013）年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立し、国の新たなIT戦略として、平成25（2013）年6月に「世界最先端IT国家創造宣言」が閣議決定（平成26（2014）年6月、平成27（2015）年6月、平成28（2016）年5月変更）されました。この「世界最先端IT国家創造宣言」では、世界最高水準のIT利活用社会を目指し、マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上を図るための取り組み等が示されました。

さらに、平成28（2016）年12月には「官民データ活用推進基本法」が制定され、官民データ<sup>5</sup>の適正かつ効果的な活用の推進や、AI<sup>6</sup>、IoT<sup>7</sup>、クラウド<sup>8</sup>等の先端技術の活用促進などについて定められました。これを受け、官民データ活用の推進に関する基本的な計画として平成29（2017）年5月に「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が定められました。

---

<sup>5</sup> 官民データ：国、地方公共団体、事業者等によって、その事務又は事業の遂行にあたって管理、利用、提供される情報（データ）のこと。

<sup>6</sup> AI（人工知能関連技術）：人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現や、人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術。

<sup>7</sup> IoT（インターネット・オブ・シングス活用関連技術）：インターネットに多様かつ多数の物が接続されて、それらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報の活用に関する技術。

<sup>8</sup> クラウド（クラウド・コンピューティング・サービス関連技術）：インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機（入出力装置を含む）を他人の情報処理の用に供するサービスに関する技術。

また、地方公共団体に対しては、平成12（2000）年8月に「IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」が国から示され、平成13（2001）年10月に「電子政府・電子自治体推進プログラム」、平成15（2003）年8月に「電子自治体推進指針」、平成19（2007）年3月に「新電子自治体推進指針」、平成26（2014）年3月に「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」が策定され、各戦略に基づく指針として、電子自治体の実現に向けた施策を推進しています。

この間、全国的なネットワーク基盤として、総合行政ネットワーク<sup>9</sup>（LGWAN）や住民基本台帳ネットワークが整備され、このネットワークを利用する公的個人認証サービス、組織認証基盤も整備されました。これらの基盤は、平成27（2015）年10月から施行されたマイナンバー制度においても活用されることから、各地方公共団体は、情報セキュリティ対策の抜本的強化を図ることとなりました。

## 2 埼玉県における情報化政策の動向

埼玉県の情報化は、平成10（1998）年1月に「埼玉県情報化長期戦略」を、平成11（1999）年3月に「埼玉県情報化推進計画」を策定し、計画的な情報化の推進を図ってきました。

その後も、平成12（2000）年10月に「埼玉県情報技術（IT）活用総合対策」を定め、平成13（2001）年3月には「埼玉県電子県庁構築基本方針」を定めました。

こうした基本方針を踏まえ、平成13（2001）年10月に「IT推進アクション・プラン」を策定し、計画最終年である平成16（2004）年を「電子県庁元年」としています。

その後、プランの改訂版として平成17（2005）年3月に「新IT推進アクション・プラン」を策定以降、3年を計画期間としたアクション・プランを策定し、プランの取組を計画的に県政に反映させていくものとして推進しています。

現在は、平成29（2017）年3月に策定した「埼玉県ICT推進アクションプラン2017-2019」において、ICTの活用を

- ・県民（ICTによる利便性の高い県民サービスの提供）
- ・事業者（ICTによる新たな事業展開への支援）
- ・行政（ICTによる効率的で効果的な行政運営）

の3つの視点でとらえ、便利で豊かな社会の実現を目指して各施策に取り組んでいます。

---

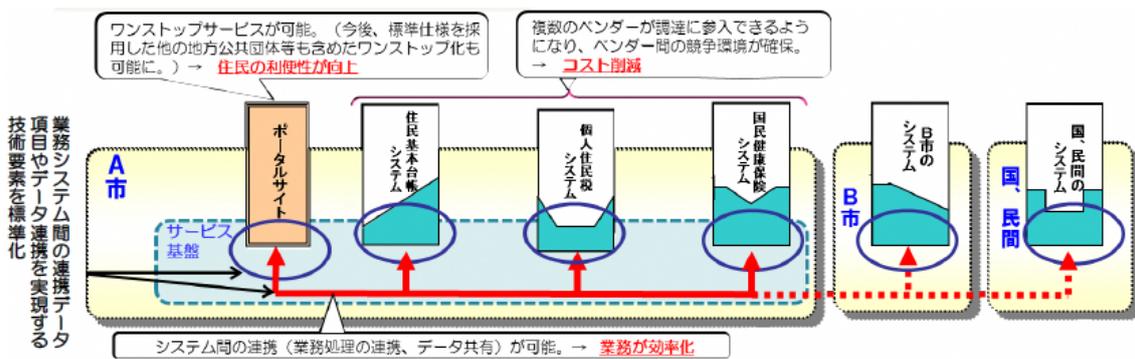
<sup>9</sup> 総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network）：地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク。各府省間を相互に接続する政府共通ネットワークとの相互接続により、国の機関との情報交換を行っている。LGWAN（エルジーワン）。

### 3 地域情報プラットフォームの普及促進

地域情報プラットフォームとは、様々なシステム間の連携を可能にするために定めた、各システムが準拠すべき業務面や技術面の標準仕様のことで、地域情報プラットフォームを活用したシステムを採用することにより、業務・システムの効率化や、マルチベンダー化が期待されるものです。

「一般財団法人全国地域情報化推進協会（略称：APPLIC（アプリック）以下「APPLIC」という。）」では、これまで地域情報プラットフォーム標準仕様の普及促進活動を進め、同標準仕様に準拠する製品数が毎年増加しています。

また、総務省でも、この地域情報プラットフォームに準拠した製品を導入することを推進しており、平成28（2016）年4月1日現在、8割を超える地方公共団体において、何らかの地域情報プラットフォーム準拠製品が導入されている状況となっています。



地域情報プラットフォームのイメージ（出典：総務省）

## 第3章 電子市役所を推進するための施策

### 1 本計画において推進すべき項目

本計画の上位計画である「久喜市総合振興計画」や平成29（2017）年3月に策定した「第2次久喜市行政改革大綱」に掲げている情報化に関する項目は、以下のとおりであり、本計画においては、これらを踏まえて取り組む必要があります。

#### 【久喜市総合振興計画（後期基本計画）において掲げている情報化に関する取組項目】

- ① ホームページの充実
- ② オープンデータ<sup>10</sup>化の推進
- ③ 情報セキュリティの確保
- ④ 情報化推進計画の推進
- ⑤ 行政の簡素化・効率化
- ⑥ 総合窓口エリア（ワンストップサービス）の充実
- ⑦ コンビニ交付サービスの推進

#### 【第2次久喜市行政改革大綱において掲げている情報化に関する項目】

- ① マイナンバーカードの発行促進
- ② 市政情報の積極的な発信
- ③ 電子入札の拡充
- ④ 統合型地理情報システム<sup>11</sup>の活用促進  
(公開型地理情報システムの導入検討含む)

### 2 施策の体系

電子市役所を推進するための施策として、次の3つに体系化し、推進していきます。

#### (1) 行政サービスの向上

- ① 電子申請・届出等システムの推進
- ② 公共施設予約システムの推進
- ③ 総合窓口（ワンストップサービス）の充実

---

<sup>10</sup> **オープンデータ**：国や行政などが保有する情報を、利活用できるように機械判読に適した形で、二次利用可能なルールの下で公開されたデータのこと。

<sup>11</sup> **統合型地理情報システム**：地方公共団体が利用する地図等の地理空間データのうち、複数の部局が利用できるデータを各部局が共有できる形で整備し、利用していく庁内横断的なシステムのこと。

- ④ マイナンバーカードの発行促進
  - ※久喜市総合振興計画における以下の内容を含む
    - ・コンビニ交付サービスの推進
- ⑤ 地方税ポータルシステム<sup>12</sup>の推進
- ⑥ 行政情報の積極的な提供
  - ※久喜市総合振興計画及び第2次久喜市行政改革大綱における以下の内容を含む
    - ・ホームページの充実
    - ・市政情報の積極的な発信
- ⑦ 行政アプリ<sup>13</sup>の導入検討
- ⑧ オープンデータ化の推進
- ⑨ 公開型地理情報システムの導入検討
- ⑩ ICT部門の業務継続計画<sup>14</sup>（BCP）の推進

## （2）行政運営の効率化

- ① 総合行政ネットワークの活用
- ② 情報システム最適化の推進
  - ※久喜市総合振興計画における以下の内容を含む
    - ・行政の簡素化・効率化の推進
- ③ 電子入札の拡充
- ④ 統合型地理情報システムの活用促進

## （3）情報セキュリティ対策の推進

- ① 情報セキュリティの確保
- ② 職員研修・訓練の実施
- ③ 教育機関における情報セキュリティの確保
- ④ クラウド技術の活用の推進

---

<sup>12</sup> **地方税ポータルシステム**：地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムのこと。地方公共団体で組織する「一般社団法人地方税電子化協議会」が運営している。eL TAX（エルタックス）。

<sup>13</sup> **アプリ**：アプリケーションの略。OS上で作業の目的に応じて使うソフトウェア。

<sup>14</sup> **業務継続計画（BCP、Business Continuity Plan）**：災害・事故を受けても、重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に復旧させるための計画のこと。

### 3 施策の概要

各施策の実施にあたっては、益々厳しくなることが予想される本市の財政状況を踏まえ、情報化を推進していく必要があります。持続可能な行政運営の実現を目指し、電子市役所を推進するため、各施策について取り組んでいきます。

#### (1) 行政サービスの向上

限られた財源の中で多様化する市民ニーズに的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するため、日々進展するICTを活用し、利便性の高い窓口サービスへの改善や、市民生活に密接した行政サービスの向上に取り組めます。

また、ICTを活用した行政サービスを提供しているものについては、大規模な災害や事故が発生した場合、情報システムやインフラ等が被害を受ける可能性があります。このような事態に備え、被害を最小限に止めるとともに、行政サービスを早期復旧するための対策について取り組めます。

##### ① 電子申請・届出等システムの推進

電子申請・届出等システムについては、総合行政ネットワークシステムを推進するため、行政への申請・届出等の窓口の拡張という視点から、埼玉県において平成16(2004)年にシステムが構築されたものです。

本市においては、このシステムを発展させた埼玉県と県内市町村が共同で運営している電子申請・届出サービスに参加し、平成18(2006)年10月1日から運用を開始しました。(平成29(2017)年12月現在、埼玉県及び59市町村が参加)

これにより、24時間365日、インターネットを利用して、自宅や職場から各種申請や届け出を行うことができるようになり、平成30(2018)年3月現在、42手続きが利用可能となっています。

また、国が整備したマイナポータル<sup>15</sup>(子育てワンストップサービス)における「サービス検索・電子申請機能」の運用が開始されたことに伴い、マイナポータルを經由して電子申請・届出サービスを利用することができるようになりました。

このような状況も踏まえ、今後も、利用者の利便性向上を図るため、利用方法の周知や、利用手続きの拡大等に努めます。

---

<sup>15</sup> マイナポータル : <https://myrna.go.jp/> 国が運営するオンラインサービス。子育てに関する行政手続きができるほか、マイナンバーに関係する行政機関の間での自分の個人情報やとりなどが確認できる。



埼玉県電子申請・届出サービス<sup>16</sup>



マイナポータル

| 年度                  | H30<br>(2018) | H31<br>(2019) | H32<br>(2020) | H33<br>(2021) | H34<br>(2022) | 担当課<br>関係課  |
|---------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 電子申請・届出等<br>システムの運用 |               |               |               |               |               | 管財課<br>関係各課 |

## ② 公共施設予約システムの推進

公共施設予約システムは、市内全域にある公共施設を公平に、かつ、簡単に利用していただくため、平成23(2011)年9月から新たな公共施設予約システムを導入し、公共施設予約サービスを提供しています。

公共施設予約サービスは、公共施設の空き状況や案内の確認、利用申し込みについて、事前に利用者登録を行うことで、インターネットが利用できるパソコンや携帯電話、音声案内による電話から予約等を行うことができます。また、市内の公共施設の一部に利用者用KIOSK端末<sup>17</sup>を設置し、どなたでも利用できる環境を整えています。

今後も、システムに対する利用者の意見や要望については、実現の可否、改修費用等を勘案し、システムを改善していくことで、利用者の利便性の向上を図っていきます。

<sup>16</sup> 埼玉県電子申請・届出サービス：<https://s-kantan.com/toppage-saitama-t/>

<sup>17</sup> KIOSK(キオスク) 端末：公共施設等に設置される共用端末機のこと。タッチパネルなどを利用し、簡易な操作でのサービス提供を実現する。

| 年度<br>取組内容        | H30<br>(2018) | H31<br>(2019) | H32<br>(2020) | H33<br>(2021) | H34<br>(2022) | 担当課<br>関係課  |
|-------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 公共施設予約<br>システムの運用 |               |               |               | 更改            |               | 管財課<br>関係各課 |

### ③ 総合窓口（ワンストップサービス）の充実

本市の総合窓口については、『利用者の方の移動範囲を極力少なくし、証明発行や各種申請、届け出のために来庁される市民に対して、「できる限り待たせない」、「迷わせない」、「同じことを求めない」をキーワードに関係課の連携を図りながら業務に取り組む仕組み』と定義し、市民課（総合窓口）において対応しています。

今後、総合窓口の利便性をさらに向上させるために、来庁される市民と、職員とのコミュニケーションを円滑にするためのシステムの導入について検討します。

また、近年のA I技術やロボット技術の急速な進歩によって、A Iを搭載したロボットが受付業務を担うなど、窓口業務における活用が期待されています。様々な課題はあるものの、自治体における受付にA Iを搭載したロボットを導入している例もあることから、今後のさらなる技術革新、実用化などの動向を注視していく必要があります。

| 年度<br>取組内容 | H30<br>(2018) | H31<br>(2019) | H32<br>(2020) | H33<br>(2021) | H34<br>(2022) | 担当課<br>関係課             |
|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|------------------------|
| 総合窓口の充実    |               |               |               |               |               | 企画政策課<br>市民課<br>(総合窓口) |

### ④ マイナンバーカードの発行促進

マイナンバー制度は、マイナンバーにより複数の機関にある個人の情報を連携させることにより、行政を効率化し、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入され、平成28（2016）年1月から申請者に対してマイナンバーカードの交付を開始しました。

国では、このマイナンバーカードの利便性を高めるための取り組みとして、職員証・社員証等としての利用、住民票の写し等のコンビニ交付など行政サービスにおける利用、民間企業が提供するサービスにおける利用を推進しているところです。

本市では、行政サービスの向上を図るため、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスを平成28（2016）年1月25日から開始し、コンビニエンスストアにおいて、住民票の写しなどの各種証明書を取得することができます。今後、マイナンバーカードがさらに普及し、コンビニ交付の利用率が増えることで市庁舎等

の窓口の混雑が緩和されることも期待されることから、マイナンバーカードの発行を促進していくとともに、コンビニ交付サービスの利用を促進するための周知を図っていきます。

また、国では、マイキープラットフォームを構築し、マイナンバーカードを図書館カードとして活用することや、民間企業のポイントやマイレージを地域経済応援ポイントとして自治体が活用することなどの実証事業を開始しました。マイナンバーカードが普及するためには、マイナンバーカードの多機能化を図ることも必要であることから、本市においても、国の実証事業の動向等を注視し、マイナンバーカードの多機能化について検討します。

| 取組内容 \ 年度         | H30<br>(2018) | H31<br>(2019) | H32<br>(2020) | H33<br>(2021) | H34<br>(2022) | 担当課<br>関係課    |
|-------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| コンビニ交付サービスの推進     | 実施            |               |               |               |               | 市民課<br>(総合窓口) |
| マイナンバーカードの多機能化の検討 | 検討・適時実施       |               |               |               |               | 企画政策課<br>関係各課 |

#### ⑤ 地方税ポータルシステムの推進

地方税ポータルシステム（e L T A X）は、地方税の申告、申請、納税などの手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。このシステムは、全国の地方公共団体が共同で運用しており、複数の自治体に対して手続きが必要な場合でも、電子的な受付窓口が一元化され、自宅や事務所からそれぞれの自治体に対する手続きができるものです。

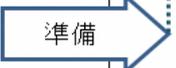
本市においては、平成23（2011）年12月からサービスを開始し、事前に利用の届出を行うことで、個人市民税（給与支払報告書の提出など）、法人市民税（各種申告など）、固定資産税（償却資産の申告）に係る電子申告及び電子申請・届出が利用できます。

一方、個人市民税（特別徴収）や法人市民税に係る電子納税については普及が進まず、現状では納付書による納税が主流となっています。このため、納税者は、各地方公共団体が発行した納付書を用いて納付する必要があるため、納付事務に多くの手間を必要としている状況となっています。

このようなことから、次期地方税ポータルシステム更改において「地方税共通納税システム」が構築されることとなりました。構築後、納税者は複数の自治体の地方税を一括して納税することが可能になり、各地方公共団体は納付情報を電子データで受け取ることが可能になることで、利便性の向上、事務の効率化が図られます。

今後も引き続き、同システムの適正な運用と利用者の拡大に努めるとともに、地方

税共通納税システムに対応するため、本市の住民情報システムの改修を行います。

| 年度<br>取組内容          | H30<br>(2018)  | H31<br>(2019) | H32<br>(2020) | H33<br>(2021) | H34<br>(2022) | 担当課<br>関係課          |
|---------------------|--|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------------|
| 地方税ポータル<br>システムの運用  |  |               |               |               |               | 市民税課<br>資産税課<br>収納課 |
| 地方税共通納税<br>システムへの対応 |   |               |               |               |               |                     |

#### ⑥ 行政情報の積極的な提供

市ホームページは、本市の行政情報の発信媒体のひとつとして重要な役割を担うものであり、迅速な行政情報の提供や行政サービスを行い、誰もが使いやすいホームページを目指して運用を行っています。

ホームページは、インターネット利用者がいつでもどこでも本市の提供する情報を入手できるという利便性があることから、誰もが使いやすいホームページとして公開する必要があり、ウェブアクセシビリティ<sup>18</sup>に配慮したページ作成に努めなければなりません。平成27(2015)年3月に市ホームページをリニューアルした際には、総務省の「みんなの公共サイト運用モデル(2010年度改定版)」を活用し、「JIS X 8341-3:2010」達成等級AAに準拠しましたが、今後も引き続きアクセシビリティに配慮したページ作成と品質の維持に努めます。

また、スマートフォン等のICT端末や各種SNS<sup>19</sup>の普及により、多くの人が必要な情報をいつでも入手できるようになっており、行政情報を市民と共有し、また本市の魅力を広く発信するためにも様々な情報発信媒体を活用していく必要があります。

現在、インターネット議会中継をはじめ、メール配信サービス、公式SNS、動画配信などの媒体を活用した情報発信を行っていますが、今後もICTを取り巻く環境の変化に対応した、効果的かつ積極的な情報発信に努めます。

<sup>18</sup> **ウェブアクセシビリティ (Web Accessibility)** : Webページについての「利用のしやすさ」。情報やサービス、ソフトウェア等が、どの程度広汎な人に利用可能であるかをあらわす語。特に高齢者や障がい者の方などにとって、どの程度利用しやすいかという意味で使われることが多い。

<sup>19</sup> **SNS (Social Networking Service)** : 人と人とのコミュニケーションを促進する会員制のインターネットサービスのこと。

| 年度                  |                        | H30<br>(2018) | H31<br>(2019) | H32<br>(2020) | H33<br>(2021) | H34<br>(2022) | 担当課<br>関係課      |
|---------------------|------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|
| ホームページの<br>充実       |                        | 実施            |               |               |               |               | デジタル推進課<br>関係各課 |
| 市政<br>情報<br>の<br>発信 | 議会中継                   | 実施            |               |               |               |               | 議会総務課           |
|                     | メール配信<br>公式SNS<br>動画配信 | 実施            |               |               |               |               | デジタル推進課<br>関係各課 |

#### ⑦ 行政アプリの導入検討

インターネットや、スマートフォン等のICT端末の普及により、行政サービスにおけるアプリ（以下、「行政アプリ」という。）の活用が広がっています。行政アプリでは、位置情報の活用や情報のプッシュ配信など、これまでのウェブサービスでは実現できなかった様々なサービスへの応用が期待されます。

一方、行政アプリを本市が単独で調達するには、構築費用や運用費用が多額になるといった課題もあります。

このような中、埼玉県では、ICTを活用したプッシュ型サービス<sup>20</sup>の提供（県民サービスプラットフォーム整備事業）により、県だけではなく各市町村が活用できる子育て支援アプリを構築し、市町村と連携することで県・市町村の両方の持つ情報を県民に提供できる仕組みを構築しているところです。

このようなことから、本市においては埼玉県の取り組みと連携し、子育て支援アプリの導入について検討します。

| 年度                |  | H30<br>(2018) | H31<br>(2019) | H32<br>(2020) | H33<br>(2021) | H34<br>(2022) | 担当課<br>関係課     |
|-------------------|--|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 子育て支援アプリ<br>の導入検討 |  | 検討            | 適時実施          |               |               |               | 子育て支援課<br>関係各課 |

#### ⑧ オープンデータ化の推進

オープンデータとは、国や地方公共団体が保有する公共データを、CSVファイルなどの機械判読に適した形で、誰もが二次利用可能なルールの下で公開されたデー

<sup>20</sup> プッシュ型サービス：利用者がサービス提供者にアクセスしに行く（プル型）のに対して、サービス提供者が利用者に自動的にお知らせをするなどして、サービス提供者から利用者に自動的にサービスを提供するサービス。

タのことをいい、事業者等がこれらのオープンデータを利活用することで、新たな価値が生み出されていくことが期待されています。

埼玉県では、平成28（2016）年3月に埼玉県及び県内市町村がオープンデータを公開するためのポータルサイトを開設し、本市でも平成28（2016）年12月からオープンデータの公開を開始しました。ポータルサイトを共同で利用することにより、運用経費の節減が図られるだけでなく、埼玉県と県内市町村が共通のデータを共通の形で公開することや、公開したデータ同士がリンクするなど、データの活用価値を高めるための取り組みを効果的に行うことができます。

今後も本市のオープンデータ化を推進するため、積極的なオープンデータの公開に努めます。



埼玉県オープンデータポータルサイト<sup>21</sup>

| 年度              | H30<br>(2018) | H31<br>(2019) | H32<br>(2020) | H33<br>(2021) | H34<br>(2022) | 担当課<br>関係課  |
|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| オープンデータ化<br>の推進 |               |               |               |               |               | 管財課<br>関係各課 |

#### ⑨ 公開型地理情報システムの導入検討

本市では、業務の効率化・高度化、行政サービスの向上のため、これまで関係課が個別に保有・管理していた地理情報（紙媒体、電子媒体）を一元管理し、職員間で共有できるよう、庁内における統合型地理情報システムを導入し、平成28（2016）

<sup>21</sup> 埼玉県オープンデータポータルサイト：<https://opendata.pref.saitama.lg.jp/>

年4月から運用を開始しました。

地理情報の中には、都市計画図などの地図データや、各種施設等の位置情報など、地理情報システムを活用して公開できる情報もあります。現在は市ホームページにおいてPDFファイルとして閲覧することができる地図も、システムを活用して公開することにより、検索機能の追加や操作性の向上など、閲覧する際の利便性の向上が期待されます。

公開型地理情報システムは、庁内用に整備した統合型地理情報システムに対して、インターネット上で公開する必要があることから、システムの導入にあたっては、さらなる整備費用が見込まれます。このようなことから、前述したオープンデータ化の取り組み等も踏まえ、効果的かつ効率的な地理情報の公開に向けて検討します。

| 年度<br>取組内容       | H30<br>(2018) | H31<br>(2019) | H32<br>(2020) | H33<br>(2021) | H34<br>(2022) | 担当課<br>関係課  |
|------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 公開型地理情報システムの導入検討 | 検討            |               | 準備            |               | 実施            | 管財課<br>関係各課 |

#### ⑩ ICT部門の業務継続計画（BCP）の推進

市の業務の多くは、情報システムへの依存度が高く、ICTは重要なインフラのひとつです。そのような中、大規模な災害が発生した場合、市の業務継続を確保するとともに、地域住民に対して適切かつ迅速な行政サービスの提供が行われることが重要です。

本市では、大規模な災害が発生した場合、行政サービスを提供するために必要な人員、物資、ライフライン等が制約された状況下にあっても、非常時優先業務を継続し、早期に復旧させるための事前対策として「久喜市業務継続計画<地震編>」を平成26（2014）年3月に策定しました。これを踏まえ、ICT部門において、災害発生時における初動業務の開始が即時に行えるよう、情報システムやインフラ等の被害を最小限に止め、重要業務を早期に復旧させるため「ICT部門の業務継続計画<初動版>」を策定しました。

今後もICTを取り巻く環境の変化に対応した、定期的な計画の見直し、教育・訓練の実施など、適切な運用に努めます。

| 年度<br>取組内容    | H30<br>(2018) | H31<br>(2019) | H32<br>(2020) | H33<br>(2021) | H34<br>(2022) | 担当課<br>関係課  |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| ICT-BCPの適切な運用 | 実施            |               |               |               |               | 管財課<br>関係各課 |

## (2) 行政運営の効率化

厳しい財政状況の中、限られた財源の中で行政サービスを提供するため、新しい技術や社会動向等を踏まえた効果的なシステム整備を行うとともに、資源を有効に活用することで業務の簡素化を図り、行政運営の効率化を推進します。

### ① 総合行政ネットワークの活用

地方公共団体情報システム機構が運営する総合行政ネットワーク（LGWAN）は、地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能とする通信ネットワークとして整備され、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることにより、各地方公共団体と国の各府省、住民等との間の情報交換手段の確保のための基盤とすることを目的とした、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークです。



LGWANの概要（出典：地方公共団体情報システム機構）

本市においても平成14（2002）年から参加し、LGWANと市役所内のLANシステムとの連携を既に行っており、国及び地方公共団体との間の迅速な文書交換や、情報の共有化を行うことで、行政事務の簡素化、迅速化を図っています。

また、電子申請・届出等システム、電子入札システム、国税連携サービス等においても、機密性の高いデータを取り扱うため安全性の確保が必要であるという理由から、通信回線としてLGWANを利用しており、今後も国や地方公共団体等とのデータ連携等における利用拡大が想定されます。

地方公共団体情報システム機構は、平成28（2016）年度に次期LGWANの整備に向けた計画を策定し、計画に沿った整備を行っていくところです。本市においては、LGWANを有効に活用していくため、今後も、LGWAN-ASP<sup>22</sup>等の活

<sup>22</sup> **ASP（Application Service Provider）**：アプリケーション・サービス・プロバイダーの略。LGWAN-ASPとは、総合行政ネットワークを介して地方公共団体に各種行政事務サービスを提供するもの。

用を検討するなど、総合行政ネットワークを活用した情報システムの利用を推進します。

| 年度<br>取組内容            | H30<br>(2018) | H31<br>(2019) | H32<br>(2020) | H33<br>(2021) | H34<br>(2022) | 担当課<br>関係課  |
|-----------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| L G W A N の<br>利用促進   | 実施            |               |               |               |               | 管財課<br>関係各課 |
| 第四次 L G W A N<br>への移行 | 移行            | 本格稼動          |               |               |               | 管財課         |

## ② 情報システム最適化の推進

住民情報システムをはじめとする各業務システムは、本市の行政サービスを提供するうえで必要不可欠なものであり、情報システムの活用により、業務の簡素化・効率化、コストの低減、行政サービスの向上が図られています。

本市では、久喜市情報システム最適化指針を定め、情報システムを更改または新規導入する際、業務システム間での情報連携や、各部門で保有している行政情報のデータベースの共有・活用を進め、システム構築費用や保守費用の削減、マルチベンダー<sup>23</sup>化を図るため、地域情報プラットフォームに準拠したパッケージシステムを活用することとしています。併せて、異なる事業者間での新旧システム移行費用の低減を図るための中間標準レイアウト仕様を活用することや、仮想化技術やクラウド技術を活用することも検討することと定めています。

また、情報システムを導入または更改する際には、現状の業務分析を行い、効率のよい業務の流れを検討し、業務の流れをシステムに合わせていくような業務改善（BPR）を実施することとしています。行政手続等におけるオンライン化の原則、業務のデジタル化・ペーパーレス化等も見据えた業務改善を行っていく必要があります。

今後も、久喜市情報システム最適化指針に基づき、本市の所有する情報システムの最適化を全庁的に推進します。

| 年度<br>取組内容       | H30<br>(2018) | H31<br>(2019) | H32<br>(2020) | H33<br>(2021) | H34<br>(2022) | 担当課<br>関係課  |
|------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 情報システム<br>最適化の推進 | 実施            |               |               |               |               | 管財課<br>関係各課 |

<sup>23</sup> マルチベンダー：複数の企業の製品を選んで組み合わせ、システムを構築すること。

### ③ 電子入札の拡充

本市は、公共工事等に係る入札の透明性・客観性・競争性を向上し、併せて入札参加資格申請の利便性の向上を図るため、埼玉県及び県内自治体で共同運用する埼玉県電子入札共同システムに参加し、建設工事等の入札については同システムを利用した電子入札を実施しています。

電子入札の対象案件を拡大していくことで、入札の透明性・客観性・競争性が向上するだけでなく、事務効率も向上することが期待されます。これまでも電子入札の対象案件の拡大を図ってきましたが、今後もさらなる拡大について検討していきます。

| 年度<br>取組内容 | H30<br>(2018)  | H31<br>(2019) | H32<br>(2020) | H33<br>(2021) | H34<br>(2022) | 担当課<br>関係課 |
|------------|--|---------------|---------------|---------------|---------------|------------|
| 電子入札の拡充    |  |               |               |               |               | 契約検査課      |

### ④ 統合型地理情報システムの活用促進

平成28(2016)年4月からの統合型地理情報システムの運用開始により、これまで関係課が個別に保有・管理していた地理情報(紙媒体、電子媒体)をシステム上で一元管理し、職員間で共有できるようになりました。

地理情報システムでは、背景となる地図データ(面のデータ)だけでなく、位置情報など(線や点のデータ)も管理できることから、業務に必要な位置情報などをシステム上で管理、蓄積していくことにより、業務の効率化が図られています。

また、指定した位置を効率的に検索できる機能を有していることから、問い合わせ等にも迅速に対応することができるようになりました。

今後、地理情報システムを有効に活用することにより、さらなる業務の効率化が期待されることから、職員に対するシステム操作研修を行うだけでなく、システムの活用事例を職員間で共有することや、課題解決に向けたシステム利用相談会を実施することにより、庁内におけるシステムの活用を促進します。

| 年度<br>取組内容       | H30<br>(2018)  | H31<br>(2019) | H32<br>(2020) | H33<br>(2021) | H34<br>(2022) | 担当課<br>関係課  |
|------------------|--|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 統合型地理情報システムの活用促進 |  |               |               |               |               | 管財課<br>関係各課 |

### (3) 情報セキュリティ対策の推進

個人情報の漏えいや事故による情報の消失等を防止するため、また、リスクマネジメントの見地からも、情報資産の管理状況を検証し、情報資産の適正な取扱いを徹底するなど、「久喜市情報セキュリティポリシー」に基づき、情報資産への脅威、脆弱性などへの各種対策を実施します。

#### ① 情報セキュリティの確保

本市の各情報システムが取り扱う情報には、個人情報のみならず行政運営上重要な情報など、外部への漏えい等が発生した場合には重大な結果を招く情報が多数含まれています。これらの情報を取り扱うネットワーク及び情報システムの運用は、高度なセキュリティポリシーに裏付けられたものでなければなりません。

本市においては、平成22(2010)年3月に新たな久喜市情報セキュリティポリシーを策定し、その後も必要に応じた見直しを実施し、運用しています。

情報セキュリティポリシーでは、情報資産に関する業務に携わる全ての職員等及び外部委託事業者に対し、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに業務の遂行に当たっては情報セキュリティポリシーを順守する義務を負うこととしています。今後も、職員等に対する教育研修を通じて、セキュリティレベルの維持・向上に努めます。



職員全体研修の様子

| 年度<br>取組内容      | H30<br>(2018) | H31<br>(2019) | H32<br>(2020) | H33<br>(2021) | H34<br>(2022) | 担当課<br>関係課  |
|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 情報セキュリティ<br>の確保 | 実施            |               |               |               |               | 管財課<br>関係各課 |

## ② 職員研修・訓練の実施

近年の官公庁や事業者等を狙った標的型サイバー攻撃は、増加の一途をたどっており、サイバー攻撃により侵入されていることに気づくことができない組織も数多く存在するといわれています。そのため、情報セキュリティ対策は、情報漏えいを防ぐための対策がますます重要となってきます。

本市では、各種研修のほか、国のサイバーセキュリティ戦略に基づき実施している、地方公共団体等向けの実践的なサイバー防御演習や、訓練ツールなども活用し、インシデント<sup>24</sup>発生時における職員対応力の向上に努めます。

| 年度<br>取組内容     | H30<br>(2018) | H31<br>(2019) | H32<br>(2020) | H33<br>(2021) | H34<br>(2022) | 担当課<br>関係課  |
|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 職員研修・訓練<br>の実施 | 実施            |               |               |               |               | 管財課<br>関係各課 |

## ③ 教育機関における情報セキュリティの確保

教育現場においては、教職員が利用するパソコンのほか、児童生徒が利用するパソコン教室内のパソコン、全小中学校に配置されたタブレット端末等が教育情報ネットワークに接続されており、行政系ネットワークに接続する端末数を超える大きなネットワークとなっています。

このようなことから、個人情報の漏えいをはじめとした情報セキュリティ関連事故を防ぐため、技術的なセキュリティ対策を実施することはもちろんのこと、教職員や児童生徒に対する研修や授業等により、セキュリティに対する意識の向上に努めます。

また、児童・生徒がインターネットやSNSなどを利用するにあたり、トラブルに巻き込まれることなく、安全な情報技術の使い方が身に付けられるよう、情報モラルやマナーを指導し、情報活用能力の向上を図ります。

<sup>24</sup> インシデント (Incident) : 一般的には、出来事、事故等を意味するが、情報セキュリティ分野においては、コンピュータやネットワークなどのセキュリティを脅かす状態を意味する。

| 年度<br>取組内容                  | H30<br>(2018)  | H31<br>(2019) | H32<br>(2020) | H33<br>(2021) | H34<br>(2022) | 担当課<br>関係課  |
|-----------------------------|--|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 教育機関における<br>情報セキュリティ<br>の確保 |  |               |               |               |               | 指導課<br>関係各課 |

#### ④ クラウド技術の活用の推進

情報セキュリティ対策は、災害時等における、情報システムや情報資産への被害も想定する必要があり、インターネット等を利用した市民サービスの提供をはじめとする、市の業務継続性を確保することが必要となります。

情報システムや情報資産を災害などの脅威から守り、市民サービスの提供を安定して行うため、外部に整備されているデータセンター<sup>25</sup>の活用や、事業者のサービスを利用するA S P (Application Service Provider) ・ S a a S<sup>26</sup> (Software as a Service) などのクラウド技術を活用することも有効な手段のひとつです。

このようなことから、情報システムの更改や導入にあたっては、クラウド技術の活用を推進し、また、コスト削減という観点から、他自治体との共同利用について検討します。

| 年度<br>取組内容       | H30<br>(2018)  | H31<br>(2019) | H32<br>(2020) | H33<br>(2021) | H34<br>(2022) | 担当課<br>関係課  |
|------------------|--|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| クラウド技術の<br>活用の推進 |  |               |               |               |               | 管財課<br>関係各課 |

<sup>25</sup> データセンター：顧客のサーバを預かり、インターネットへの接続回線の提供や保守・運用サービスなどを行う施設。耐震性に優れたビルに高速な通信回線を引き込み、自家発電設備や高度な空調設備を備え、カードや生体認証による入退室管理やカメラによる24時間監視などでセキュリティを確保している。

<sup>26</sup> S a a S：Software as a Serviceの略。ネットワークを通じてアプリケーションソフトの機能を顧客に提供する仕組みのこと。

## 第2次久喜市情報化推進計画

平成30（2018）年 3月

発行：久喜市

編集：財政部管財課

〒346-8501 埼玉県久喜市下早見 85 番地の3

電話 0480-22-1111（代表）

FAX 0480-22-3319

メール [kanzai@city.kuki.lg.jp](mailto:kanzai@city.kuki.lg.jp)